

市民相談のご案内

相続、離婚、金銭貸借、親族関係などの民事・一般相談、交通事故による損害賠償などの交通事故相談などの各種相談をお受けしています。

秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

※調停中・係争中、法人関係の相談及び営業に関する相談はお受けできません。

対象

富士市在住の人

相談方法

【予約制の相談】市民安全課に電話または来課して予約申込

※弁護士、司法書士による相談は、予約申込の際に相談員が相談内容を伺います。

【民事・一般相談/交通事故相談】市民安全課に電話または来課して相談

【その他の相談】市民安全課に来課して相談

相談場所
連絡先

富士市役所 市民安全課（3階北側）

☎ 0545-55-2750

相談の種類	予約	相談日	相談員	相談内容
民事・一般相談		毎週月～金曜日	市民相談員	相続、離婚、金銭貸借、親族関係など
交通事故相談				※受付は相談終了30分前まで。
弁護士による無料法律相談	予約制	毎週水曜日	弁護士	法的解釈について
司法書士による無料法律相談	予約制	毎月第1・3金曜日	司法書士	消費者金融・クレジットなどによる借金、相続、遺言、成年後見など
税理士による税務相談	予約制	毎月第2・4火曜日	税理士	国税・地方税など税全般
不動産に関する相談		毎月第3火曜日	静岡県宅建協会	不動産の売買・相続など（8月は休止）
労務相談		毎月第1・3木曜日	社会保険労務士	就労条件、各種社会保険など
人権相談		毎月第2・4木曜日	人権擁護委員	差別待遇、脅迫など人権問題
行政相談		毎月第2・4金曜日	行政相談委員	国・特殊法人についての苦情・要望など

お問い合わせ 富士市役所市民安全課（3階北側） 0545-55-2750

Q&A

● 弁護士を探したい。弁護士を紹介してほしい。

市役所では弁護士を紹介することはできません。
静岡県弁護士会沼津支部にお問い合わせください。

静岡県弁護士会沼津支部 ☎ 055-931-1848

● 司法書士を探したい。司法書士を紹介してほしい。

市役所では司法書士を紹介することはできません。
静岡県司法書士会にお問い合わせください。

静岡県司法書士会 ☎ 054-289-3700

● 金銭的に余裕がないが、弁護士や司法書士に依頼したい。

市民相談で行っている弁護士相談、司法書士相談は無料ですが、その後弁護士や司法書士に依頼する際は有料となります。経済的に余裕がない場合は、国が設立した「法テラス」を利用することができます（利用条件がありますので、詳細は法テラスにお問い合わせください）。

法テラス沼津 ☎ 0570-078322
（IP電話の方）☎ 050-3383-5405

その他市民相談について

- ◇祝休日、年末年始（12/29～1/3）は実施しません。
- ◇弁護士相談、司法書士相談の予約は、前日の午前11時30分で受付を締め切ります。予約がない場合には実施しません。
- ◇税務相談は、2/16～3/15は実施しません。
- ◇不動産相談は、8月は実施しません。
- ◇予約制相談の定員
 - ・ 弁護士相談 7人（1組15分程度）
 - ・ 司法書士相談 7人（1組15分程度）
 - ・ 税務相談 4人（1組30分程度）



お問い合わせ 富士市役所市民安全課（3階北側） 0545-55-2750